平成２３年（フ）第３３号
福岡県宮若市本城739番地
債務者　城野　雄介
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第３４号
福岡県宮若市本城739番地
債務者　城野　琴美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第３５号
福岡県宮若市山口788番地
債務者　清原ツヤ子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１１２号
長崎県長崎市横尾２丁目15番９―502号
債務者　糸山　義之
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
長崎県長崎市大園町11番１―504号
債務者　姉川　志織
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９１号
大分県別府市大字鶴見4028番地の60
債務者　松尾麻依子（旧姓五十川）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４８号
宮崎県東臼杵郡門川町東栄町３丁目７番19号コンドウアパート２階
債務者　黒木　吉成
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第５４号
宮崎県延岡市野地町４丁目3537番地１
債務者　大町リツ子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第６７号
宮崎県延岡市萩町133番地
債務者　澤邉　　明
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第５３号
宮城県遠田郡美里町大柳字東境７番地　町営大柳第二住宅２－１
債務者　伊藤　勝夫
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
宮城県東松島市矢本字町浦85番地１、前住所宮城県東松島市矢本字上河戸285番地１インパルスＡ
債務者　阿部　陽子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
埼玉県幸手市栄２番６―205号
債務者　名雪　健司
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３７２号
埼玉県幸手市栄２番６―205号
債務者　名雪志津枝
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
北海道旭川市東光11条６丁目７番10号
債務者　飯尾　　学
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０４号
北海道旭川市花咲町１丁目2232番地の190
債務者　中野渡直心
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１４号
北海道旭川市末広東３条６丁目２番22号
債務者　木村　義弘
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１５号
北海道旭川市大町１条12丁目97番地の132大西マンション２階左
債務者　平山　　剛
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部